

労働者派遣事業に基づくマージン率の公開

株式会社サムテーニ

対象期間:2020年6月1日～2021年5月31日

労働者派遣法第23条第5項の規定に基づき、弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報（マージン率）を公開いたします。マージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

①派遣労働者の数(1日平均)	7名
②派遣先数	1社
③派遣料金の平均額(1日8時間当たりの額の平均)	
派遣料金の平均額	¥38,095
④派遣労働者の賃金(1日8時間当たりの額の平均)	
派遣労働者の賃金	¥21,662
⑤マージン率※	
マージン率	43.1%
⑥派遣労働者の教育訓練に関する事項	
入社時:新人研修	
随時:業務に応じて必要な技能研修	
年1回:コンプライアンス研修(個人情報保護、情報セキュリティ)	
⑦待遇決定方式について 労使協定締結あり	
対象となる派遣労働者の範囲:全派遣労働者	
有効期間の終期:2022年2月28日	

※マージンには、派遣労働者の社会保険料や有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費等も含まれていません。

※マージンには、新型コロナに伴う派遣途中終了後の雇用維持のための休業手当も含まれています。

以上